

循環型社会の構築に向けたごみ減量・
再資源化施策について

答申

平成26年1月

蒲郡市ごみ減量推進対策協議会

はじめに

蒲郡市ごみ減量推進対策協議会では、平成20年2月27日に「ごみの減量のための施策について」の答申を行い、蒲郡市ではこの答申を受け、プラスチック製容器包装の分別回収、可燃ごみ袋の市場価格による指定ごみ袋制の導入、協力店舗におけるレジ袋の有料化を進めるなど、ごみの減量化に努めてきました。

しかし、これまで可燃ごみ等の一定の削減は図られてきたものの、本市の市民1人当たりのごみの排出量は、他の自治体と比べ依然として多い結果となっています。

今後、東三河ごみ焼却施設の広域化も計画されており、その際には、新たな施設整備費が必要になるだけでなく、可燃ごみの収集運搬費の増大なども懸念されています。

そのような中、本協議会では、ごみ処理を取り巻く状況や廃棄物行政の現状及び課題を踏まえた上で、循環型社会の構築に向け、本市の取り組むべき諸施策について、幅広く慎重に議論・検討を重ねてきました。

本答申は、こうした協議を踏まえ、今後のごみの減量・再資源化のための施策について、本協議会の基本的な考え方をとりまとめたものです。

蒲郡市のごみ処理の現状と課題

蒲郡市のごみの総排出量は、図-1のとおり、全体としては減少傾向を示しています。

しかし、表-1に示すとおり、1人1日当たりの家庭系ごみ・事業系ごみの量は、全国平均、愛知県平均、類似団体平均と比較していずれもかなり多い結果となっており、今後、ごみの排出抑制・再資源化をより一層進める必要があります。

図 - 1 蒲郡市のごみ総排出量の推移

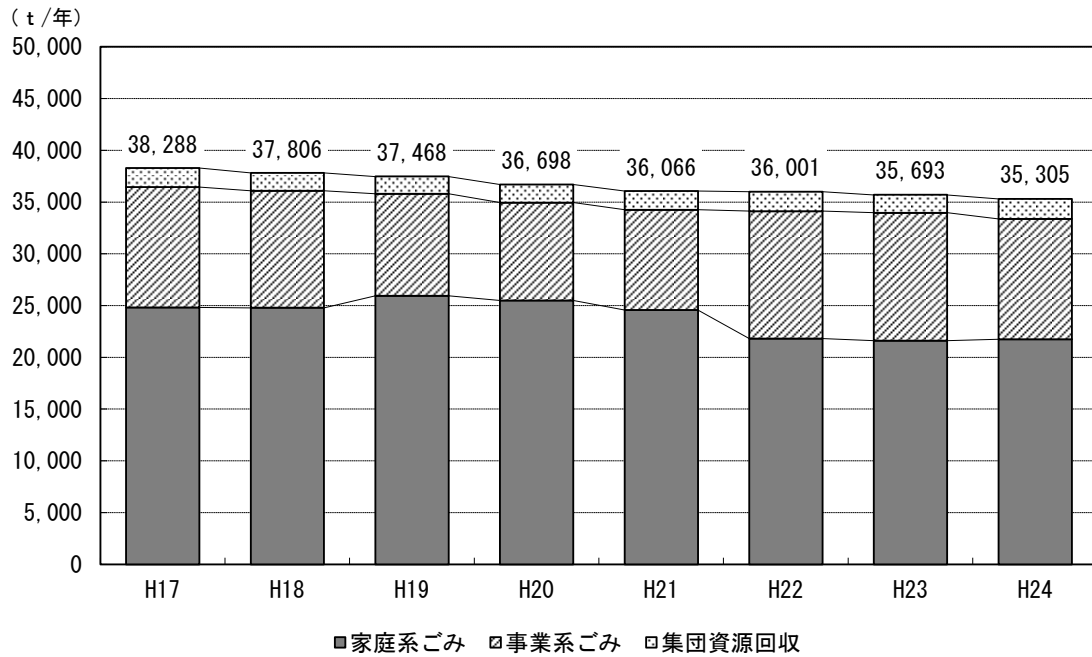


表 - 1 類似団体等との 1 人当たりのごみの排出量及び処理経費の比較

区 分	蒲 郡 市	全 国 平 均	愛 知 県 平 均	類 似 団 体 平 均
1 人 1 日 当 たり 家 庭 系 ご み 量 (g/人・日)	8 6 2	6 9 5	7 4 5	6 8 6
1 人 1 日 当 たり 事 業 系 ご み 量 (g/人・日)	3 4 7	2 8 0	2 3 0	2 1 5
1 人 1 日 当 たり ご み 総 排 出 量 (g/人・日)	1 , 2 0 9	9 7 5	9 7 4	9 0 1
1 人 当 たり ご ゐ の 年 間 処 理 経 費 (円/人・年)	1 3 , 6 8 3	1 4 , 1 0 0	1 3 , 7 4 0	1 0 , 6 2 2

※資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成23年度）より

ごみの減量・再資源化のための施策について

本市のごみ処理の現状と課題を踏まえつつ、本協議会では、循環型社会の構築に向け、次のごみ減量・再資源化のための施策への取り組みを提言します。

1. 小型家電リサイクル事業の実施

平成25年4月から使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行されたことを踏まえ、本市においても廃棄物のリサイクル率の向上を図るため、早急に小型家電リサイクル事業の実施をすべきです。

2. 事業系ごみの抑制

本市の事業系ごみの排出量は、し尿・浄化槽・下水道汚泥等が含まれていることもありますが、全国平均・愛知県平均・類似団体平均と比較しても多くなっています。

このような中、現在の事業系ごみの処理手数料は、60円／10kgと近隣自治体と比較してもかなり安価な設定となっており、これは廃棄物処理法における事業者の自己処理責任の原則を鑑みても、処理原価と処理手数料の金額は大きくかい離しているものと考えられます。

今後、事業者においては、ごみの発生・排出の抑制に努めるとともに、家庭系ごみの有料化も見据える中、事業系ごみに対する処理手数料の見直しを早急に行うべきです。

3. 生ごみの減量

可燃ごみに含まれる生ごみの量は、組成分析からも依然として多いものと考えられます。生ごみの資源化を図るには、分別した場合の精度確保が難しく、回収費用も嵩むなどの多くの課題が残されています。

本市としては、引き続き生ごみ処理機等による各家庭での堆肥化への取り組みや生ごみの水切りの励行などの生ごみ対策を推進していくことが大切です。

また、近年は生ごみの堆肥化に限らず、下水汚泥等とのバイオマス利用の方法等も模索されており、有効活用の手法を調査研究していくことも必要です。

4. ごみの有料化の実施

本市の市民1人当たりのごみの排出量は依然として多く、ごみの焼却等の処理費用も嵩んでいる状況です。

一方で、東三河ごみ焼却施設の広域化も控える中、高齢者や障害者等への戸別収集対応の必要性などの課題もでてきています。

これらの状況を踏まえ、先進自治体の減量・資源化の取り組みを検証し、これまでの減量・資源化施策の強化を図ることを第一としながらも、経済的インセンティブを活用したごみの排出抑制や再資源化の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるためには、ごみの有料化を実施する必要があります。

今後、市民に対する周知啓発を積極的に行い、ごみ減量化施策への取り組みを推進する中、有料化の具体的な実施手法については、概ね3年後を目安に、ごみの削減状況、社会経済や市民生活の状況変化などを見極めた上で判断すべきであると考えます。

なお、導入に際しては、市民の理解、協力を得るための説明責任を十分に果たすことが大切です。

5. 草木類、し尿・浄化槽・下水道汚泥の資源化

一色不燃物最終処分場で実施していた草木類の堆肥化事業は、処分場閉鎖の手続きの関係上、現在は中止され、草木類については破砕後焼却処分されている状況です。

今後、可燃ごみの減量と再資源化の推進を図るために、草木類については、堆肥化などの資源化事業を実施すべきです。

また、草木類と同様に焼却処分しているし尿・浄化槽・下水道汚泥についても、肥料原料やバイオマス燃料等としての有効活用の手法を調査研究していく必要があります。

以上、項目別に掲げた諸施策について、蒲郡市ごみ減量推進対策協議会の総意として、市民、事業者と行政が協力して、ごみの減量と資源化を推進することを求め、答申とします。

平成 26 年 1 月 23 日

蒲郡市ごみ減量推進対策協議会

会		長	坂	部	哲	雄
副	会	長	大	場	克	海
副		員	二	村	弘	子
委		員	小	田	敏	明
委		員	後	藤	浩	成
委		員	安	藤	和	枝
委		員	鈴	木	三	知代
委		員	志	賀	笑	子
委		員	市	川	琴	代
委		員	小	林	ト	ヨ子
委		員	小	久江	節	子
委		員	竹	内	康	子
委		員	石	川	た	づ子
委		員	牧	原	鉄	男
委		員	小	林	博	子
委		員	金	田	泰	行